

## 大塚一恵さん意見陳述

第二かめおか作業所の大塚一恵です。私は、長岡京市にある向ヶ丘養護学校を卒業してから、しばらくのあいだ、学校の近くの作業所に行っていました。それから、家の近くにかめおか作業所があることを知って「入れて下さい」とお願いに行きましたが、その時は、定員がいっぱいで、入れませんでした。それから何度もお願いに行ったら、2年くらいしてようやく入ることができました。

それから、20数年たち、親も年をとってきて、私の世話も限界になってきました。そこで、みんなで協力をしてバリアフリー型のグループホームを作ることにしました。いろいろと親と相談をして考えた末、4年前に入りました。入ってみて、一人で生活していくことの、大変さが分かりました。

障害者自立支援法のため、私の収入は年金と作業所工賃を合わせて10万円にもみたくないのに、ホームの費用や作業所での給食費、ヘルパー利用の一割負担を払うと、手もとには、1万円も残りません。私は、市販の薬等を買っています。年金だけでは足りません。今は、親が買って来てくれますが、親がいなくなると思うと不安でいっぱいです。

1日でも早く新しい法律になって、障害者が親亡き後も、この地域で安心して生活ができるようにして欲しいです。よろしくお願いします。

げんこく おもう  
原告として思うこと

出口朝鳥

りようりょう はらう  
利用料を払うのはいやです。はたらいて おかね  
働いているのにお金をはらうのは、  
おかしいとおもいます。

おかね おきゅうりょう きゅうしょくだい りようりょう はらう おかね  
お金も、ちょっとのお給料から給食代と利用料を払うと、お金が  
どんどんすくなくなってしまう、こまっています。

しょうらい りょうしん せいかつ しんばい き  
将来は、両親がなくなったあとの生活が心配です。そのことを気  
にしていたらしんどくもなるけど、いつかそうなると思ったらさび  
しくなります。せいかつ ふあん りょうしん なかま  
生活していけるか不安です。両親がいない仲間もた  
くさんいます。

くに おねがい  
国にお願いしたいことがあります。しょうがい おもくて かるくても  
障害のある人には、りようりょう ばすだい だい  
利用料やバス代、いりょう代をなくしてほしい  
です。

4がつ りようりょう あんしん  
4月から利用料をはらわなくてもよくなるけど、まだ安心できま  
せん。さぎょうじょ しんばい  
作業所がつぶれたらどうしようかと心配になったり、いっば  
い不安もあります。わたしたち あたらしいほうりつ はやくつくって  
私たちのための新しい法律を早く作ってほしい  
です。

おわります  
終わります

## 陳述書

補佐人 出口雅子

今年1月7日、原告との協議の結果厚生労働省大臣の「心より反省する」との誠意あるお言葉もいただき、本訴訟が和解に向けて進む「基本合意」を得ることが出来ました。とりあえず安堵しはしたものの、不安もぬぐいきれずにあります。

朝鳥は作業所に働く道を得て、30年近く生き活きとした毎日を送ってきました。それも、不十分な福祉施策が徐々に改善され、また厳しい現場にあって、私たちの子どもを護り続けてくださった関係者の力量の賜物であると感謝しております。

ところが、障害者自立支援法のもと応益負担が施行されて以来、あちこちから悲鳴が上がり出しました。応能負担から障害を自己責任ととらえた応益負担に変わり、人間としての生きる為の最低限の基本が護りきれなくなったからです。

朝鳥に関しては、身辺自立は何とかこなしておりますが、働くことで社会の一員としての自覚と誇りを培ってきたものを、利用料を取られることで「働いているのに何でお金をとられんなんの」と情けない思いでいるようです。

難しいことはわからなくても、日本国家が人間としての当たりまえの営みを正當に認めない事、尊厳を深く傷つけられたことに、悲しみを感じているのです。政府との合意文書は交わされましたが、こんな思いが届いた新法が法令化されない限り不安は拭いきれません。

そうしてもう一つ。私どもの抱えている大きな不安にも耳を傾けてください。障害者自立支援法施行以来実施されている報酬日額払い方式によって、事業所の運営が土台から崩されようとしています。作業所が潰れるのではないかと、職員が耐えきれなくて福祉現場から去られてしまうのではないかと、親子ともども絶えず不安に駆られています。障害のある人は体調も心も弱い面があるのですが、以前のように休ませられません。体調を崩しても行かせてしまいます。日割り計算で事業所にお金が入らないことがわかるからです。

私たちは、31年前以来市民の方々の支えを頼みに、懸命な努力によって130名を擁するまでの福祉施設に育て上げました。公的支援があればこそとは言え、子どもたちが人としての尊厳をもって生きていける場を作るために、法人と共に万全の力を尽くしてきたと自負しております。

障害者自立支援法廃案によって、以前を凌ぐよりよい法律が出来ますように。そして、どうか私たちの生きて行く拠り所がつぶされないように願うばかりです。

## 陳述

井上吉郎

僕はいわゆる「中途障害者」です。人生の途中に何らかの事情で病や事故にあい、その後障害を持った人は少なくありません。多くの中途障害者が、「非障害者」であった自分を振り返り、障害を受け入れることができず苦しんでいます。「あの時あの車に乗せてと言わなかったら」とか「もう少し早く異変に気がついていたら」など、障害の原因を自分のせいにしてがちです。とりわけ、稼ぎ手、一人暮らしの人、主婦などその家の中心になっていた人の悩みはいつそう深刻です。ふりまかれる「自己責任論」が「中途障害者」を苛みます。その結果、多くの人が家や施設を出ることなく、福祉施策も十分利用することなく、社会の片隅で暮らしています。

2006年8月の発症前、障害者福祉を一般商品のように考え、福祉施策を「私益」をもたらすかのようにとらえることを批判してきました。「応益負担」を障害者施策に持ち込むことにも反対でした。したがって僕は、「障害者自立支援法に異議あり！応益負担を許すな」の運動の参加者でもありました。

ところが僕は、自立支援法の強行成立・施行とこの裁判の間に、脳幹梗塞を原因とする障害者になっていました。車いす利用者で、右の耳が聞こえない、右の眼が見えにくい、嚥下障害があって飲食に限りがあるなどの僕にとって、原告になることにためらいはありませんでした。15カ月の入院生活を終え自宅に帰ったのが2007年10月末のこと、原告になることを決めたのが2008年4月、退院して半年、胃に直接栄養を送りこむ胃ろうがなくなってすぐのことでした。いろいろなことがあって、京都地方裁判所に提訴したのは2009年4月1日のことです。

原告になって、改めて考えたことがあります。介護に伴う負担の問題です。

退院後、昼と夜の食事の時のヘルパー、週2回の訪問リハビリ、週1回の訪問看護と医療、週2回の訪問鍼治療、週2回の外出支援に支えられて生活をしていました。要介護度3の介護給付の限度いっぱいの利用と区分6の自立支援給付がこれらの背景にあります。自立支援法は介護保険優先原則ですので、月に3万円になる負担が求められます。朝食やシャワーなどは、当然のこのように、現役で働く連れ合いの肩にかかっています。

車いす利用者で、右目と右手がいうことを利かず、言語障害のある僕の外出は、大半を連れ合いに頼り、往復3000円になるタクシーに依存しています。

僕が求めるのは、当たり前暮らしを送ることです。しかし、それは負担を

伴います。例えば、食事は「見守り」なしには成り立ちません。嚙下障害者の僕は、食べられるものも限られるし、時間もかかる。食事をするのに毎月3万円近くの「見守り」費用が必要です。しかしながら、負担が要るからといって、食事を削るわけにはいきません。そこに自立支援法の応益負担原則が横たわっている。特別の利益など何も生み出さないのに、負担を求められる仕組みはおかしいのではないのでしょうか。

僕は、年額167万円、1カ月14万円の年金が収入です。1年間で32万4千円もかかる介護負担、6万円になる自立支援法関連の負担が、当たり前の暮らしにのしかかります。家賃、食事代、光熱水費、医療費、新聞・書籍購入費などの負担がこれに加わります。だからこそ、生きるために必要な利用料はゼロにと強く求めてきました。

すでに述べたように、僕はこれまでも、自立支援法と応益負担の考え方に問題があると考え、行動してきました。その思いは、発症後いっそう強くなりました。福祉、なかでも障害者福祉に応益負担の考えを持ち込むことは、「公」の役割を否定する社会を作ってしまう。僕が求めたのは、だれもが、当たり前の暮らしを送れる仕組みであり、社会でした。そのことに、払うことに困難を伴う負担を求めるのは間違っています。国のこの考え方の誤りを、司法の場でも追及したい、僕はそう思いました。

お陰で、1月7日の原告と国との「合意文書」に至りました。「合意」をその場限りのものにしないために、これまで以上に力を尽くしたいと念じています。そのことが、国民の新しい福祉を創ることに結びつきます。新しい障害者施策と福祉施策を創り上げるために力を合わせましょう。